

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域に活力を生む若者サポートプログラム

2 地域再生計画の作成主体の名称

高知県幡多郡黒潮町

3 地域再生計画の区域

高知県幡多郡黒潮町の区域の一部（馬荷地区）

4 地域再生計画の目標

（１）当町の現状と課題

黒潮町は高知市内から西に約 100 キロメートルのところに位置し、平成 18 年 3 月 20 日に、大方町と佐賀町が合併して誕生した人口 1 万 4 千人足らずの町である。

太平洋に面し気候は温暖で、大方地区では園芸施設や花卉の栽培、佐賀地区ではカツオの一本釣りやシメジやエリンギなどのきのこ栽培が盛んである。しかしながら、本町を取り巻く管内の有効求人倍率は 0.4 前後を低迷しており、依然として復調の兆しが見えない雇用情勢を反映して、地域の労働力、特に若者の町外流出が止まらず、1 人でも多くの雇用、就業の場の創出が求められている。

このような状況の中で、当町馬荷地区においても基幹産業である第一次産業（農業）従事者の減少、高齢化の進展（平成 18 年度末の高齢化率は 36 パーセント）が進んでおり、さらに少子化の影響から当地区にある町立馬荷小学校は平成 18 年 3 月をもって休校となり、8 名の児童は町の中心部に近い田ノ口小学校に通学している。

その結果、小学校の校舎や屋内運動場などの未使用施設が存在することになった。当小学校に限らず地域のコミュニティの場として役割を担ってきた地域の学校が閉校することは、地域住民にとっては一抹の寂しさをもたらすものであるが、現状を嘆くのではなく、この際再活用をすることによって地域の活性化を進めることが必要であり、当町としても重要な施策として有効な利活用方法を模索してきたところである。

町内には現在小学校 9 校、中学校 2 校があるが、この数年の間に廃校休校になった小学校は 4 校にのぼる。

そのうち旧大方町にあり平成 11 年度をもって廃校となった蜷川小学校は、地区が中心となり児童生徒や大人の宿泊体験の場所として活用することとなり、簡易宿泊所の営業許可を取得し、平成 19 年 4 月 1 日から地区（地方自治法上の法人格を有する地縁団体）が旅館業の経営を始めた。

他の 3 校については、順次、廃校休校あと施設の有効利用策を検討していると

ころであるが、高知県が県の施策として進める若者自立援対策の一環として、NPO 法人が厚生労働省の委託事業である「若者自立塾」を高知県で展開するに当たって、休校中の馬荷小学校を活用し、地域住民と一体となった若者自立支援のためのプログラムを行政と協働して実施するものである。

これまでの高知県では、若年無業者等への対策として、ハローワークやジョブカフェ、高等技術学校などの雇用労働対策、児童相談所や福祉保健所、医療機関などの健康福祉の分野の対策は講じられていたが、その中間層であるニートや社会的引きこもり傾向にある若者への支援は不十分であった。

このため高知県では、「こうち若者サポートステーション」を設置し、平成19年度から本格的に、若年者の学びなおしの支援、就労の支援を行うとしている。

しかし社会的引きこもりが長期に及ぶ場合、「こうち若者サポートステーション」への来訪は困難であると予想されることから、専門性が高い宿泊訓練型の自立支援方法である「若者自立塾」と協働して取り組むことで、早期の対応を行うこととし、その宿泊訓練の場所として休校中の馬荷小学校を利用するものである。

前述のように当町では、廃校休校になった学校、公的施設の有効利活用を模索してきた。先の蜷川小学校での簡易宿泊所の地区での経営や、地域改善対策事業で設置し、その後使用されなくなった大型共同作業場(縫製工場)のあと施設を、ガラス工房やインターネット販売の事務所兼バックヤードとして貸与するなど、民間の活力を導入して積極的に公的遊休施設の利活用を図ってきた。

馬荷小学校における「若者自立塾」の実施は、また新たな遊休施設の有効活用の形態でもあり、無人化した校舎が再び有人化することで、地域住民の一抹の寂しさは解消されるものと思われる。

(2) 本計画により実施する取り組みと目標

この「若者自立塾」は何らかの原因で社会とのかかわりを持つことが困難になった若者に対して、合宿形式による集団生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人としての基本的能力の獲得、働くことについての自信と意欲を身につけることによって、就労等へつなげ、社会的自立を促すものである。

したがって事業の目的は、施設の中だけでは当初の目的を達成できず、日常的な生活のなかで地域住民と関わることや、農作業や集落維持作業に塾生が関わることで、事業目的が達成される。地域住民がこれらの作業への塾生の受入を行えば、耕作も困難になってきた高齢者世帯への支援や、道沿いや住宅周辺の除草作業など、年々厳しくなっている集落維持活動への支援が受けられるものと考えられる。

また、就農体験だけで終わらせるのではなく、農業は環境全体に大きく関わることであり、継続すべきやりがいのある仕事との大きな見方ができることで、本格的な就農へつなげていく足がかりになるものと思われ、農業後継者難に悩む当地区だけでなく、黒潮町全体に新規就農にむけた期待が持てることになる。

塾生は地域住民とのふれあいや交流の中から、社会の中での人との関わりや仕

事をする事への自信と能力を身につけることができる。

当地における「若者自立塾」の特徴は、都会のように施設が施設としてだけ地域の中で存在するのではなくて、完全に地域に密着し、地域住民の理解と全面的支援のもとに事業展開されるものであり、地域は外の力の導入による地域の活力を得、塾生は地域住民とのかかわりから、社会性を身につけ、自立が促進されるという、双方向の利益が生まれるのである。

また少ない人数とは言え、地元雇用が発生することは地域の活力を生む元になるものであり、できる限り地域での食材の調達が行われることにより、地域経済への効果も期待できるものである。

冒頭述べたように、当町は県庁所在地の高知市からも遠く、高速道路も未開通であり、地理的ハンディの大きいところである。そのため過去に誘致した縫製工場2社が相次いで閉鎖、150名の職場が一瞬に失われるなど、厳しい雇用、就業環境におかれている。そのため従来型の企業誘致は不可能に近く、小さな単位であっても地域の産業や地域資源を活用した雇用、就業の場の創出を目指している。

今回の「若者自立塾」の事業は、まさしく地域の資源（休校中の小学校や、地域住民の力）や地域の産業を活用した雇用創出の場であり、黒潮町の目指す産業創造の有るべき姿である。

【目標1】「若者自立塾」実施に伴う地元での新規雇用（目標年度平成19年度）
5名（通年雇用）

【目標2】地域内での食材供給（目標年度平成19年度）
年間 240万円

【目標3】交流人口の拡大（目標年度平成19年度）
若者自立塾入塾生 年間 40名

【目標4】町内における新規就農者 事業完了までに 3名

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成18年3月末をもって休校中の黒潮町立馬荷小学校施設を、民間事業者である特定非営利活動法人青少年自立援助センターに無償で貸与し、校舎教室を合宿形式の集団生活訓練の場として活用し、労働体験等を通じて、社会人、職業人としての基本的能力を獲得し、働くことについての自信と意欲を身につけることによって、就労等へつなげ、若年無業者等の社会的自立を促すものである。その結果、卒塾生の7割が就労、就学できることを目指す。

NPO法人が施設を利用するにあたっては、運営のための専門スタッフ以外は地元で雇用することとし、食事にかかる食材もできる限り地元で調達する。

地元は、塾生の農作業体験や集落維持活動への参加を受け入れ、入塾生の就労

観や勤労観の醸成に寄与する。

黒潮町は、町広報紙等を活用して住民に周知するとともに、技術的な指導のほか、農地取得や資金に関する相談の受付を行うなど、これらを側面的に積極支援し、後継者難が続く農業への、新規就農者創出などを関係機関とともに進める。

また、黒潮町は小学校校舎を NPO 法人に無償貸与するが、当町から貸与を受けた NPO 法人は、学校施設を「若者自立塾」に転用するための必要な改修を行うとともに、当町の地域住民を中心に雇用し、地域に貢献することを旨として事業運営を行うものである。

なお、貸借期間満了時等には、NPO 法人は黒潮町と協議を行い、NPO 法人の費用をもって小学校校舎を原状回復するなど、適切な処置を行うこととする。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

今回の支援措置によって、休校中の馬荷小学校の目的外使用を可能にし、新たに宿泊訓練施設を整備することで、不登校、ひきこもり、ニート状態にあった若年者の自立支援を行い、1人でも多くの若年者が自らの進路を決め、自らの力で進んで行けるよう、基本的な生活習慣の立直し、人間関係の苦手意識の克服、就労体験、進学学習など、個人個人の状況、希望を最優先にカリキュラムを設定し、日常的なサポートを行う。

その結果、卒塾生の7割が就労、就学できることを目指す。

なお、入塾に当たっては、全員に面接を行い、当施設での訓練が妥当と判断された者でなければ入塾は許可されない。また、入塾の際には誓約書（同意書）の提出を義務付けるとともに、卒塾後に黒潮町等での就農・就職を目的の一つとしていることを説明するなど、事業の目的と入塾者・保護者とのミスマッチを防ぐこととしている。

カリキュラムの項目

- 1ヶ月目…塾の生活に慣れるため、塾内と周辺の作業を中心としたカリキュラム（清掃、食事作り、畑作業）
- 2ヶ月目…近隣業者へのインターンシップ（地場産業、観光産業、ボランティア）
- 3ヶ月目…インターンシップから就労へ繋げる。（地元定住）適性を判断し、他訓練機関などを紹介、希望職種等の情報提供

生活訓練の内容

- ・ 基本的な生活習慣の獲得
日課表・カリキュラム表に沿った集団行動・活動ができるよう指導
あいさつ / 早朝散歩 / ラジオ体操 / 食事作り / 清掃作業 / カリキュラム作業等
- ・ 社会参加の機会
ボランティア活動 / 地域行事参加 / アンテナショップ実施等
- ・ 就労意欲の促し
スタッフとの適性相談 / 就労状況情報収集等

労働体験等の内容

林業、農業、地場産業など地域の特色ある産業を体験する。また、適性により IT 関連の訓練、企業体験ができるシステムを作り、塾終了後に就労の場を提供できるようサポートする。

特別プログラムの内容

- ・ 仲間意識を向上させるため外部宿泊イベント実施。
- ・ 地域で実施される滋養に関わる講座受講。
- ・ 就労促進機関への見学、研修実施。
- ・ 各種事業所へのインターンシップ実施。
- ・ 職業人セミナー・卒塾生との交流会実施。
- ・ キャリアカウンセラーによるワークショップ実施。
- ・ IT スキル向上のための各プログラム講座実施。

資格取得講座の内容

- ・ パソコン資格取得のための講座開設
- ・ ホームヘルパー資格取得支援
- ・ その他就労のため必要な資格取得支援

塾による訓練等の終了後等への支援

- ・ キャリアカウンセリング、就労促進機関研修などによる適性の具体的な絞込みを行い、就労希望地域の特定による情報の提供を行う。
- ・ 1 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後にアンケート実施、期間毎の交流会開催により情報交換を行う。就労に関する相談業務は、電話、メールなどで随時実施。
- ・ 地元のジョブカフェ、若者サポートステーション、ハローワークなどへ誘導
- ・ 近隣地域の農林水産業従事者、企業等商工関係者との連携による誘導

研修内容を一覧にすると以下ようになる。

		項目	主な内容
1	講義	サポートステーションの役割の理解	説明資料などから、「総合相談窓口」としての事業概要を理解する (ハローワーク、ジョブカフェとの違い、インテーク、カルテ、リファアの必要性等)
2	講義	来所する若者の理解	事業所内でのデータやカルテをもとに、来所する若者の特徴と主な対応を理解する (平均年齢、男女比、利用目的、主な相談内容、就業経験の有無の割合等)
3	講義	来所する保護者の理解	保護者から寄せられる相談の主な内容と対応について理解する (行き詰まり型、先走り型、共倒れ型、情報不足型、無理解型等)
4	講義	業務フローの理解	日常業務で使用する書類の内容や、その整理方法と報告様式について理解する (受付票、インテーク票とカルテ、予約管理簿、事業アンケート、中央サポステ報告様式等)
5	講義	個人情報の管理についての理解	個人情報関連書類と、その管理方法について理解する (同意書、カルテ、カギ・書類管理簿等)
6	実習	フロア対応(同席)	常駐職員のフロアでの利用者対応に同席し、基本的な対応を理解する
7	実習	ワークショップ(同席)	講座に同席し、講座内容と来所する若者様子を「観察」し、気づいた点を交流する
8	実習	インテーク(同席)	常駐職員のインテーク実施に同席し、聞き取りや「観察」、記録のポイントを理解する
9	実習	インテーク(常駐者の同席)	常駐職員が同席のうえで、インテークを実施する
10	(実習)	キャリアコンサルティング(同席)	同意を得られた利用者の相談に同席し、基本的な対応を理解する
11	講義	リファアと他の支援機関についての理解	概要を理解した上で、リファアが必要なケースと主な対応、他の支援機関の活用について理解する
12	実習	ミーティングへの参加	終日所内で実習したうえで、閉館後のミーティングに同席し、常駐者の視点や考え方、難しいケースの対応について理解する
13	課題	レポート提出	研修で学んだことをレポートにまとめて提出する

(3) 支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等（黒潮町立馬荷小学校：平成18年3月31日休校）の転用弾力化について、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定申請する。

なお廃校校舎等の利用にあたっては、関係法令の規定に反しないように実施する。

校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）

事業場所として使用する馬荷小学校は、平成18年3月末をもって120年の歴史を閉じ、現在は休校中の学校であるが、地区民の学校への愛着は深く、年に数回学校環境の整備を地区民総出で行なったり、長年行われてきた学校と地区の合同運動会を休校後も地区運動会として継続、またコスモスの花を見ながら歩くウォーキングのゴール会場などのイベント会場としても利用している。

このような地域の状況の中で、今回若者の学びなおしの場として当小学校を再活用することができれば、地域の維持のためにも彼らの活力を活用でき、また自立を目指して入塾する若者も地域住民と一体となったプログラムの推進の中で、社会と関わる訓練が図られ、当事業の目的もより深く推進することができ、世代は異なっても、再び学校という学びの場所が復活することは地域住民の喜びであり、今後の活力につながるものである

また、地域に雇用が生まれ、地域食材の納入によりわずかではあるが、地域経済に寄与することもできる。

受け入れ対象がニート、ひきこもりという彼らの状況の中では、入塾当初は地域住民との十分なコミュニケーションは難しいことが予想されるが、宿泊しながらの生活訓練や、地域での労働訓練の中でコミュニケーションが図られ、そのことが結果的に地域と地域外の若者との交流に発展し、ひいては地域への定住や新規就農などが期待でき、地域の活性化を図ることができる。

黒潮町では、NPO法人が5-2(2)に記載した事業を行うに際して、生活訓練や労働訓練の場として受け入れを行う事業所等との調整や斡旋を行うとともに、JAや県農業改良普及センター等と協力して、新規就農を目指す塾生に対する技術指導や農地取得の相談受付等を実施するなど、関係機関と連携しながら、塾生の社会参加を促進する。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

当町では非常に厳しい財政事情のもと、徹底した事務事業の見直しを行っており、産業の活性化、地域コミュニティの活性化に取り組むにあたっては、民間活力を導入した既存の施設（特に遊休施設）の活用が最も有効的との観点からこれまでも諸対応を行ってきた。

当小学校は、国道から6キロほど山あいに入った中山間地に存在し、建築後約20年を経過しているが、休校になって1年しかたっていないことや地区住民が日常のメンテナンスを心がけてくれていること、また木造校舎であるということから、若者の自立を定員20名の宿泊型で行うには、最も適当な場所、大きさであると考えられる。

事業を実施するNPO法人にとっても、新たに施設を建設するより、既存の校舎等を改造して利用できること、木造であるため改造も比較的容易であることなど、投資効果的にも最も効率的であると考えられる。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

黒潮町は特定非営利活動法人青少年自立援助センターに対し、休校中の黒潮町立馬荷小学校を無償貸与する。

余裕教室を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障のない利用内容であること。（余裕教室の利用がない場合は本項目は不要）

当小学校は休校中であり、無償貸与したとしても行政財産として残る。しかし地区の現状（子どもの出生状況）を見た場合、向こう6年間はこれ以上の児童の増加は予想されず、休校中の状態が続くと思われる、当該学校における教育に支障はない。

（４）施設の利用内容

管理教室棟（昭和62年度建築 730㎡）のうち、職員室（42.25㎡）を除く、687.75㎡を、特定非営利活動法人青少年自立援助センターが行う「若者自立塾」の宿泊訓練施設として使用する。

- ・1階部分は、管理事務所、専門スタッフ居住スペース、談話室、調理室、食堂、倉庫として使用する。
- ・2階部分は、入塾生の入居スペース（個室）として使用する。
- ・このほかNPO法人は、既存の施設以外に独自に入浴施設を新たに敷地内に設置する。
- ・職員室部分は、地域住民との懇談等、特定しない使用に供するため、無償貸与はしない。

5 - 3 その他の事業

(1) 地元での労働訓練への受け入れ

地元の商店や農工業等の各事業所が、生活訓練、労働訓練の場として塾生を受け入れ、事業所内にて共に業務を行い、若者に実際の現場を体験させることにより自立支援の一助となるよう地域一体となって取り組んでいく。

(2) 新規就農への誘導

後継者難に悩む農業への新規就農者を確保するため、塾生の中で就農を希望する者に対し、町の農政担当課をはじめ、JAや県農業改良普及センター等が一体となって、技術的な指導のほか、農地取得や資金に関する相談、農家の斡旋などを行う。

6 計画期間

認定を受けた時から、平成24年3月末まで

7 目標達成に係る評価に関する事項

4. の目標1から目標4に掲げる数値目標（特定非営利活動法人青少年自立援助センターにおける雇用人数等、貸与施設の利用状況、地域との交流活動状況、食材の地域購入の状況）を検証するとともに、「若者自立塾」の目的である、「卒塾生の7割が、就労、就業できること」について、随時町が検証し、当計画の成果について総合的に評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし